

袖ヶ浦市 自転車活用推進計画（案）



袖ヶ浦市マスコットキャラクター「ガウラ」

第1部 基本計画



計画策定の背景と目的

自転車は、子どもから大人まで幅広い世代が、日常的な通勤・通学や買い物、スポーツ、観光など多様な場面で利用できる移動手段であり、健康増進や環境負荷低減、新型コロナウイルス感染防止の観点から全国的に自転車利用ニーズが高まっており、袖ヶ浦市内でも多くの方が利用しています。

国では、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することを目指し、「自転車活用推進法」（平成28年法律第113号）を平成29年に施行しています。

本市では、令和2年7月に策定した都市計画マスタープランにおいて、都市施設の整備方針として「自転車・歩行者ネットワークの形成」に関する方針を定めている他、令和4年4月に策定した第11次袖ヶ浦市交通安全計画においても、「自転車の安全利用対策の強化」を重点項目として掲げています。

このような背景を踏まえ、本計画では、自転車活用推進法に基づき、本市の実態や特性に応じた自転車の活用推進に関する施策を定め、誰もが安全・安心に自転車を利用できる環境を構築していくことを目的とします。



自転車を利用するメリット

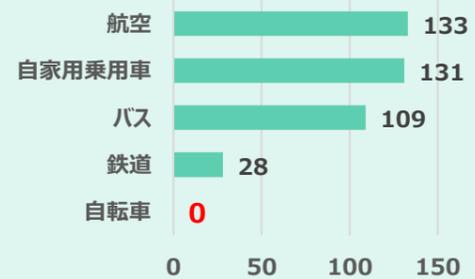
日々の利用で生活習慣を改善！



出典：株式会社シマノ資料

CO₂排出量の削減に貢献！

旅客輸送機関別の二酸化炭素原単位（2020版）

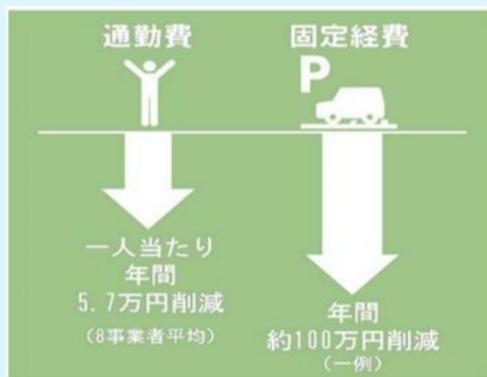


出典：国土交通省 環境政策課作成資料

※二酸化炭素原単位：発生源1つから排出される二酸化炭素の排出量

通勤手当や固定経費の節減！

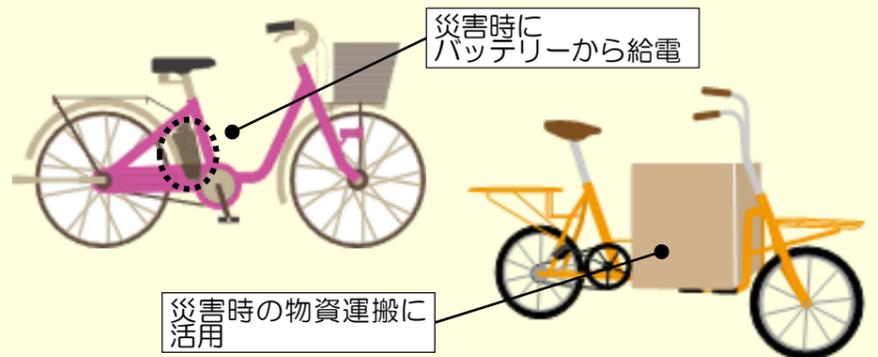
自転車通勤による経費削減効果の例



※通勤費削減額：通勤費削減効果があったと回答した8事業者の平均値を使用
【自転車通勤を推奨する事業者アンケート調査より】
出典：自転車通勤導入に関する手引き（自転車活用推進官民連携協議会）

災害時の移動にも役立つ！

国土交通省では、災害時における自転車活用社会実験として、自転車による地域への情報伝達、支援物資や巡回訪問などの支援活動態勢についての検証が実施されている。



計画期間と対象区域

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

本計画の対象区域は、袖ヶ浦市全域とします。



自転車利用における課題とポテンシャル

現状やポテンシャル	
袖ヶ浦市の現状	①地勢 ・生活の足として自転車を活用しやすい平坦な地形とサイクリスト向きな起伏のある地形を持ち合わせている
	②人口動向 ・将来的な人口減少や少子高齢化の進行が懸念
	③道路網 ・国道や県道、都市計画道路により幹線軸となる道路網が形成されている
	④公共交通 ・鉄道駅を主要交通結節点とし、路線バス、高速バスにて公共交通ネットワークが形成
	⑤施設立地 ・袖ヶ浦海浜公園や東京ドイツ村、袖ヶ浦公園周辺等、市内に観光スポットが点在
自転車利用の動向	①利用状況 ・自転車分担率は県平均よりも低い
	②自転車駐車場と利用状況 ・東横田駅以外の各駅で市営自転車駐車場を整備済み
	③自転車事故の状況 ・年間約20件の自転車関連事故が発生
	④自転車イベントの開催状況 ・複数の自転車イベントが開催されており、自転車を楽しむ機運は高まりつつある

自転車活用に向けた課題

自転車利用の促進

環境負荷の低減

自転車利用による健康増進

自転車を安全に利用できる空間形成

自転車から公共交通の乗り換え利便性の向上

市内観光地間の周遊促進

サイクリスポーツ・イベントによる地域活性化

自転車利用のマナー・ルールの周知

交通安全教育の強化

自転車活用推進に向けた目標と施策

本市の自転車利用における課題やポテンシャルに対し、基本的な考え方として4つの目標を設定し、自転車の活用を推進するためのハード・ソフト両面からの施策展開を図ります。

なお、施策展開においては、平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）に寄与するよう積極的な推進を図ります。

自転車活用に向けた目標

自転車利用の普及拡大



自転車の利用環境の整備



サイクルツーリズムの推進



安全な自転車利用の促進



実施する施策

1 自転車活用に関する情報収集・発信

2 新たな移動手段の確保

3 安全で快適な自転車通行空間の整備

4 安全で快適な駐輪環境の整備

5 自転車活用による交流人口の増加

6 自転車利用の交通安全教育・啓発の推進

7 自転車の安全な利用環境の整備

具体的な取組

(1)：健康増進に関する広報啓発
(2)：環境負荷の低減に関する広報啓発
(3)：災害時における自転車活用の検討

(1)：暮らしの足としてのシェアサイクルの導入検討
(2)：車両購入費補助の導入検討（免許自主返納者等）

(1)：自転車ネットワーク計画の推進
(2)：自転車通行空間の整備及び維持管理

(1)：市営自転車駐車場の維持管理
(2)：公共交通機関との連携

(1)：サイクリスト受入環境の構築
(2)：サイクルイベントの開催支援
(3)：観光二次交通としてのレンタサイクルの拡充・シェアサイクルの検討

(1)：自転車の安全利用に関する広報活動の実施
(2)：適切な自転車の利用に関する周知・啓発
(3)：段階的かつ体系的な交通安全教育の実施

(1)：自転車等の駐輪対策の実施
(2)：交通指導取締りの強化等

ガウラも自転車大好きガウ！



ち〜バリュ〜カードで健康増進！

「ち〜バリュ〜カード」とは、千葉県の各市町村が行う、健康診断や健康イベントへの参加などでポイントを貯めるともらえるカードです。

まずは、健康ポイントを貯めて、「ち〜バリュ〜カード」をもらおう！



出典：ち〜バリュ〜ネット <https://chi-value.com/about/>

袖ヶ浦市のレンタサイクルに乗って出かけてみよう！

袖ヶ浦市観光協会では、レンタサイクルを導入しています。

■貸出場所
セントラルフィットネスクラブ 袖ヶ浦駅前店



袖ヶ浦市及び近隣市を巡る自転車イベントが多数開催！

袖ヶ浦市及び近隣市をめぐる「ツール・ド・ちば2022」や「さいくるり」といった自転車イベントが開催されています。



出典：そでがうら サマーサイクルロードフェスタHP

TSマーク、知ってますか？ みんなで安全に自転車に乗ろう！

TSマークとは、自転車安全整備士が点検確認した普通自転車に貼付されるもので、このマークには賠償責任保険と傷害保険等が付いています。



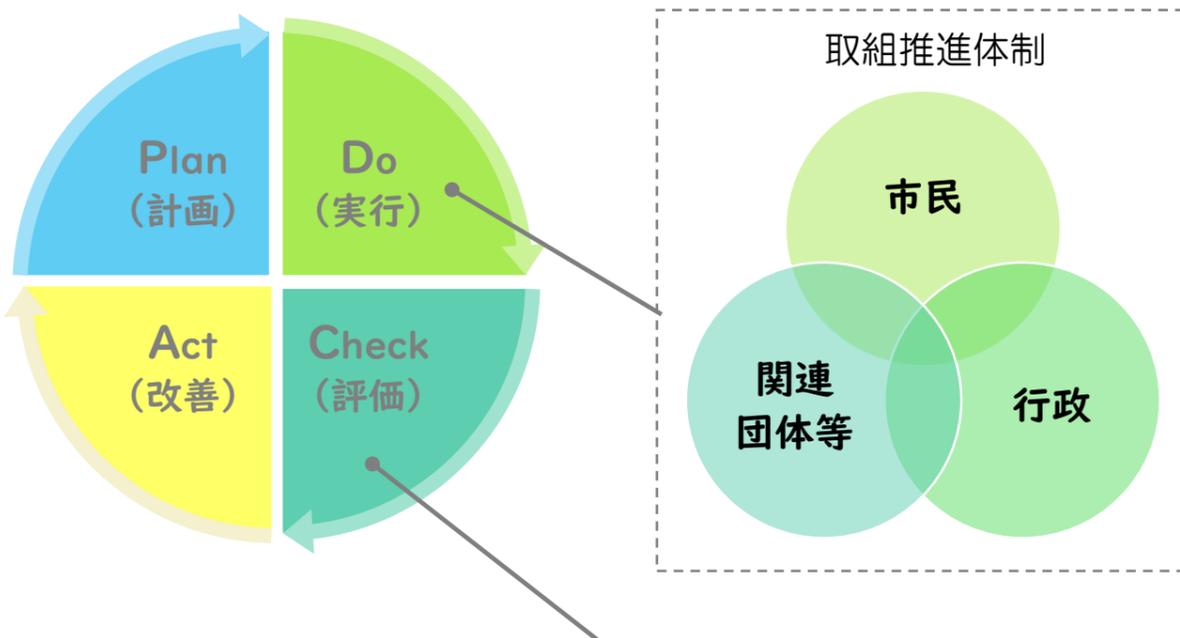
計画指標の設定

計画の推進においては、施策の進捗や効果を的確に捉えるため、以下の目標値を設定し、必要に応じて計画や目標の見直しを行います。

目標・施策	計画指標	現況値	目標値 (R9)
I 自転車利用の普及拡大			
自転車活用に関する情報収集・発信	ち〜バリュ〜カード発行数	—	100枚 (累計)
II 自転車の利用環境の整備			
安全で快適な自転車通行空間の整備	自転車通行空間整備率 (市道)	—	10% <small>※市道整備対象延長43.09kmのうち、4.3km (10%)</small>
III サイクルツーリズムの推進			
自転車活用による交流人口の増加	レンタサイクル利用台数	188台/年 (R3)	300台/年
IV 安全な自転車利用の促進			
自転車利用の交通安全教育・啓発の推進	自転車事故件数	23件/年 (R2)	10件/年
自転車の安全な利用環境の整備	放置自転車回収件数	19台/年 (R3)	10台/年

計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、行政による施策の推進だけでなく、関係団体の方々との協力や、実際に市民の皆様に自転車を利用してもらいながら取組の改善を図っていくことが重要です。市民・関係団体・行政が協働で事業を進めていけるよう、連携体制を整えながら施策の展開を図っていきます。



取組の進捗管理

袖ヶ浦市自転車活用推進協議会

関係行政機関、交通事業者、関係団体、公募市民、学識経験者等により構成し、進捗状況や見直しの必要性に関する助言を行う。

袖ヶ浦市自転車活用推進協議会分科会

事業推進に関連する庁内関係課により構成し、事業の進捗や見直しの必要性等について議論する。



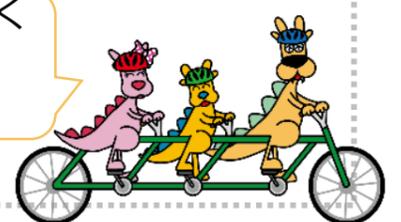
デジタル袖ヶ浦観光ガイドマップをみて袖ヶ浦市内を自転車で回ってみませんか？

袖ヶ浦市観光協会では「デジタル袖ヶ浦観光ガイドマップ」を作成しています。市内の魅力的なところをたくさん掲載していますので、ぜひチェックして、お持ちの自転車やレンタサイクルで回ってみてください！



デジタルマップ インスタグラム

みんなで楽しく
自転車に
乗ろうガウ！

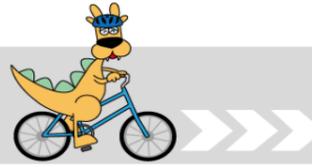


袖ヶ浦市 自転車活用推進計画（案）



袖ヶ浦市マスコットキャラクター
「ガウラ」

第2部 袖ヶ浦市自転車ネットワーク計画



🌸 計画策定の背景と目的

自転車のニーズが高まっている状況から国では、「自転車は『車両』であり、車道通行が大原則」という考えのもと、平成24年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（以下、ガイドライン）が国土交通省と警察庁から示されました。平成28年3月の『「自転車ネットワーク計画策定の早期進展」と「安全な自転車通行空間の早期確保」に向けた提言』を受け、ガイドラインは平成28年7月に改訂され、自治体等における自転車通行空間のネットワーク形成に向けた取組の実施が求められています。

このような背景を踏まえ、自転車活用の施策を総合的に取りまとめた「袖ヶ浦市自転車活用推進計画」に基づき、通勤・通学、買い物や観光における自転車利用者の安全で快適な自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的とします。

🌸 自転車通行環境創出に関する課題

本市の自転車利用に関する実態、自転車活用推進の動向等の自転車を取り巻く環境の現状を踏まえ、快適な自転車通行環境の創出に向けて、以下の課題に取り組んでいく必要があります。

快適な自転車通行環境の創出に向けて

ネットワークに関する課題

- ① 日常的に利用する施設へ安全・快適にアクセスできる自転車ネットワークの形成
- ② 観光スポットを結び、回遊性の高い自転車ネットワークの形成

通行空間に関する課題

- ① 自転車の通行位置を認識しやすく、安全に通行できる通行空間の創出
- ② 歩行者が安心して通行できるような環境の創出
- ③ 自転車ネットワークの早期実現に向け、現状道路を最大に活用した通行空間の整備



🌸 自転車ネットワーク整備の基本方針

快適な自転車通行環境の創出に向けた課題を踏まえ、歩行者・自転車・自動車が安全に通行でき、快適に移動できる自転車ネットワーク形成を目指して、以下の基本方針を設定します。

基本方針1 安全で快適な通行空間を確保したネットワークの構築

- 通勤や通学等の日常的な自転車利用と観光等のレクリエーションとしての自転車利用では、よく通行する路線が異なるため、「日常利用」と「観光利用」の視点からネットワークの形成を図ります。
- **【日常利用】** 日常的な通勤や通学等における自転車利用に対し、安全で快適な通行空間を確保したネットワークを形成します。
- **【観光利用】** サイクルスポーツを楽しむための安全な自転車通行空間や、自転車で観光周遊を促進できるような環境が整備されたネットワークを形成します。

基本方針2 自転車の車道通行を基本とした通行空間の整備

- 車道における自転車の通行空間の確保や通行位置・方向の路面表示により、自転車が車道を通行しやすい空間を整備します。
- 現道の車道内において自転車通行空間の幅員確保が困難な路線については、早期実現に向けた整備形態も視野に入れた整備を進めます。

ガウラも車道を
走るガウ！



🌸 自転車ネットワーク対象路線選定の考え方

自転車ネットワーク路線を選定するにあたり、ガイドラインに基づき以下の視点と考え方で路線の選定をしました。

路線選定の視点		考え方
①地域内における自転車利用の主要路線としての役割を担う路線	日常利用	<ul style="list-style-type: none"> • 通勤・通学の利用が想定される路線 • 買い物や趣味等の利用が想定される路線
	観光利用	観光利用が想定される路線
②安全性の向上を図るために自転車通行空間を確保する路線	日常利用	自転車関連事故が発生した区間
	観光利用	
③自転車通学路の対象路線	日常利用	<ul style="list-style-type: none"> • 自転車通学生徒の主な通行ルート • 自転車関連事故が発生した通学路の区間
④地域の課題やニーズに応じて自転車の利用を促進する路線	日常利用	市民要望がある区間
	観光利用	市民要望、水と緑のネットワークの指定がある路線
⑤自転車の利用増加が見込まれる、沿道で新たに施設立地が予定されている路線	観光利用	サイクリイベントでよく利用される路線
⑥既に自転車の通行空間が整備されている路線	-	自転車道、自転車専用通行帯、自転車専用道路が整備されている路線
⑦その他自転車ネットワークの連続性を確保するために必要な路線	日常利用	①～⑥で抽出された路線同士を結ぶ路線
	観光利用	

整備形態の選定の考え方

本計画の自転車通行空間の整備形態は、ガイドラインを踏まえながらも、自転車通行空間整備の実現可能性を考慮して、現況の路肩や車道幅員を活用した、整備形態を選定します。

国道・県道についての広域的な自転車ネットワーク計画については、国・県の動向を注視し、必要に応じて本計画の見直しを行います。

自転車道及び自転車専用通行帯の整備が望ましい路線において、道路の改良を行わなければ整備が困難な路線については、車道混在による整備を行い、道路や交通状況が変化した場合には、必要に応じて自転車道・自転車専用通行帯を再整備していきます。

整備形態	選定基準	整備イメージ
自転車道	<ul style="list-style-type: none"> 規制速度50km/h超 両側路肩幅員合計4.0m以上 	<p>2.0m 縁石線等 ピクトグラム</p>
自転車専用通行帯	<ul style="list-style-type: none"> 規制速度40km/h超50km/h以下 または 自動車交通量4,000台/日超 両側路肩幅員合計3.0m以上 	<p>1.5m 0.3m 自転車専用 ピクトグラム</p>
車道混在	<ul style="list-style-type: none"> 規制速度40km/h以下 かつ 自動車交通量4,000台/日以下 	<p>1.0m 10m~100m ピクトグラム ＜標準形＞ 幅=0.75m以上※1 長さ=1.50m以上 角度=1:1.6</p>

優先整備区間の考え方

本計画の基本方針を踏まえ、「安全性・快適性」の向上に寄与する自転車ネットワーク路線から優先的に整備します。加えて、普通自転車歩道通行可の交通規制解除予定箇所該当する自転車ネットワーク路線も優先的に整備します。

整備優先度が高い路線

整備を行う自転車ネットワーク路線のうち、以下のいずれかに該当する路線または区間を整備優先度が高い路線とする。

■ 鉄道駅周辺の路線

→ 鉄道駅から1km圏内に含まれる路線を優先的に整備

■ 自転車関連事故の発生リスクを低減させる必要がある路線

→ 安全性の向上を図るために自転車通行空間を確保する路線で抽出された路線

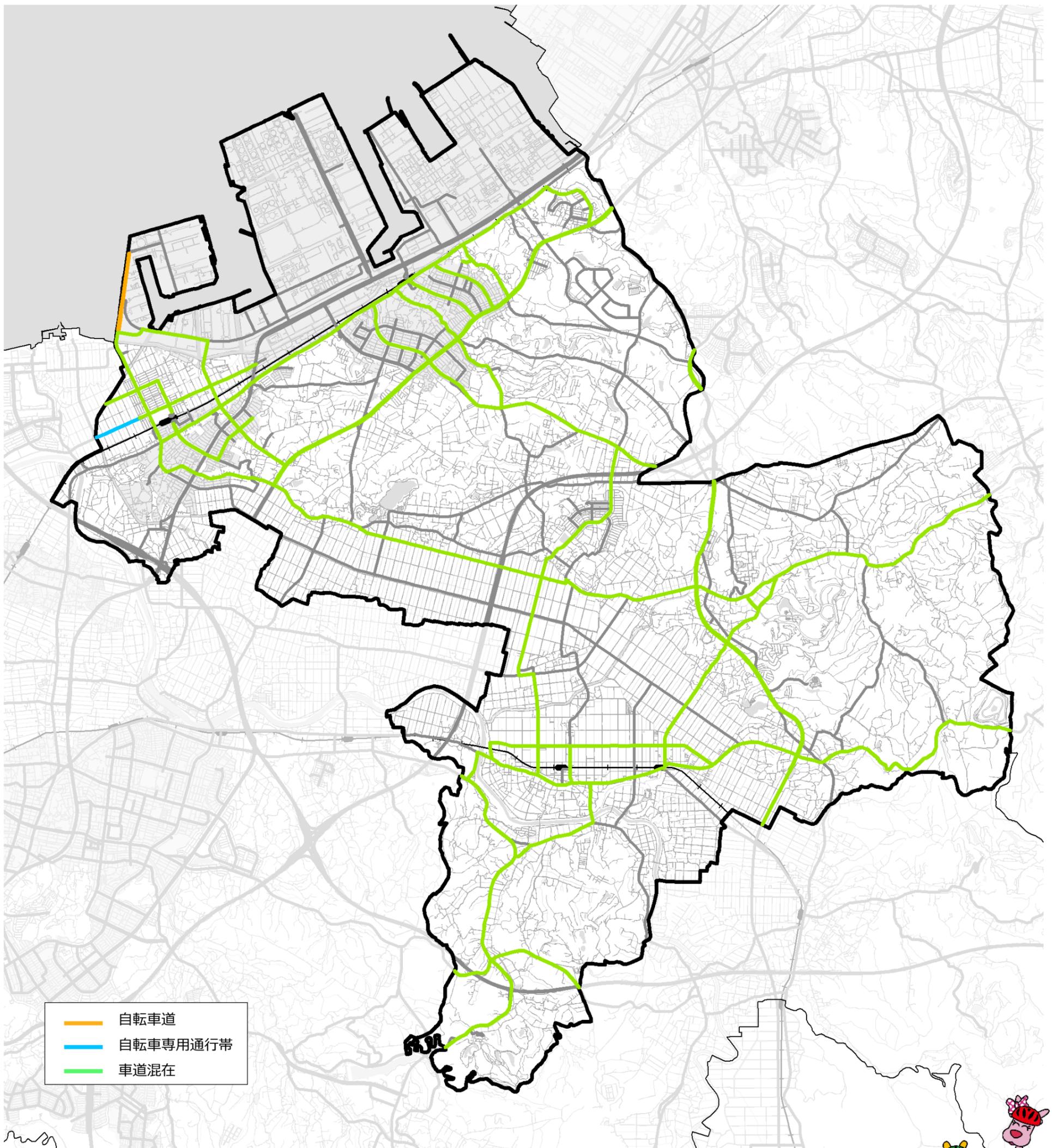
→ 自転車通学生徒の安全を確保すべき路線で抽出された路線

■ 普通自転車歩道通行可の交通規制解除予定箇所



🌸 自転車ネットワーク整備路線

自転車ネットワーク路線選定の考え方及び整備形態の選定条件に基づき、本市の自転車ネットワーク路線及び整備形態を下図のとおり、選定しました。



自転車で色々な所に行きたいガウ！



お問い合わせ先：袖ヶ浦市 都市建設部 土木管理課
〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
TEL:0438-62-3559 (計画調整班 直通) FAX:0438-63-9670